

予算額：187,463千円

(うち基金：116,707千円)

< H22決算額：145,296千円 >

消費生活の安定と向上

1 総合的な消費者施策の推進

233千円

< H22決算額：206千円 >

消費生活審議会の運営

消費生活庁内連絡員の配置

2 消費者取引の適正化及び安全の確保

2,679千円

< H22決算額：2,612千円 >

取引・表示等の適正化

- ・法及び条例に基づく事業者指導
- ・悪質事業者に対する指導等を強化する不当取引調査員の配置

製品の安全確保・危害防止

- ・家庭用品や消費生活用製品に対する販売事業者への立入検査の実施
- ・製品安全ニュースの発行による事故情報の提供

多重債務者対策

- ・多重債務者対策協議会の運営
- ・多重債務者無料相談会の開催
- ・多重債務者の掘り起こし

3 消費者の自立支援

21,284千円

(うち基金：17,178千円)

< H22決算額：28,403千円 >

消費生活情報の提供

- ・消費者全般向けの啓発
- ・高齢者、若者及び障害者に対する重点的な啓発
- ・緊急注意喚起情報の発信

消費者講座等の開催

- ・公開講座及び消費者問題シンポジウムの開催
- ・出前講座への職員派遣
- ・県金融広報委員会との連携による生活設計、金銭教育の普及

消費者との意見・情報交換の推進

- ・消費者問題シンポジウム等における消費者意見の把握
- ・消費者団体等との意見交換
- ・消費者意識調査の実施

高齢者・障害者の見守り

- ・民生委員等との連携による高齢者等の見守り活動

消費者団体の活動支援

- ・消費生活協同組合の指導育成
- ・消費者の会連絡会の活動支援

4 消費者相談の充実

163,267千円

(うち基金：99,529千円)

< H22決算額：114,075千円 >

消費生活相談への対応

- ・消費生活相談員の配置
- ・研修参加による相談員等の資質向上
- ・機能強化に向けた施設、設備及び機器等の整備
- ・消費生活センターの運営

専門家の活用による解決支援

- ・苦情処理専門員の配置

消費者被害救済委員会の運営

市町村相談体制の強化支援

- ・市町村担当職員（相談員）の養成、現任者研修の開催
- ・消費生活相談員人材バンクの整備
- ・市町村消費生活相談支援員の配置
- ・消費者行政活性化事業への助成

消費者行政施策の概要

1 総合的な消費者施策の推進

より複雑・多様化する消費者問題に総合的に対応し、県民の消費生活の安定及び向上を確保するために制定した消費生活条例の適切な運用の確保と、多様な県民意見を把握するため、消費生活審議会を設置・運営する。また、庁内関係部局が一体となった体制を整備する。

(1) 消費生活審議会の運営

各界各層の県民の消費者施策に対する意見を施策に反映させるとともに、行政運営の透明性を確保するため、消費生活審議会を設置・運営する。

区 分	事業内容	
消費生活審議会の運営	消費者施策に関する重要事項について知事の諮問に応じて調査審議するとともに、県民の消費生活の安定・向上に関する重要事項について意見を述べる。 ・委員数：15人（識見者、消費者、事業者） ・任期：2年	
	H22実績	H23計画
	H22.9.6	H23.10.11
注：例 H22 = 平成22年度(以降同じ。)		

(2) 消費生活庁内連絡員の配置

消費者関連施策の部局間連携を強化するため、消費生活に関する業務を担当する本庁関係課の職員を「消費生活庁内連絡員」として配置する。

区 分	事業内容	
消費生活庁内連絡員の配置	それぞれの所掌事務に関する苦情・相談への適切な対応や、重大な消費者危害情報の共有等により、消費者の立場を重視した施策の推進を図る。 < 庁内連絡員配置課・室 > ・情報公開・私学課 ・観光企画課 ・健康長寿課 ・農産物マーケティング室 ・食品・生活衛生課 ・建築指導課 ・薬事管理課 ・教育委員会事務局教学指導課 ・経営支援課 ・警察本部地域安全推進室 ・ものづくり振興課 ・警察本部生活環境課	
	H22実績	H23計画
	H22.5.20及び9.6	H23.4.28及び10.11

2 消費者取引の適正化及び安全の確保

消費者の自主的・合理的な選択の機会を確保するとともに、消費生活の安全を確保するため、関係法令の規定に基づき、事業者に対する検査・指導等を行う。また、多重債務問題に対応するため、相談・啓発等を行う。

(1) 取引・表示等の適正化

消費者と事業者の間の適正な取引の確保を図るため、不当な取引行為・表示を行う事業者に対する指導等を行う。

区 分	事業内容												
法及び条例に基づく事業者指導	<p>特定商取引法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引における不公正な勧誘行為等を規制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訪問販売等の指導件数：4 件</td> </tr> </table> <p>不当景品類及び不当表示防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正な競争を確保するため、消費者の誤認を招く不当な表示や過大な景品類の提供を規制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指導件数：15 件</td> </tr> </table> <p>割賦販売法（前払関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式特定取引業者の適正な役務提供、財務の健全性確保に関する規制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">立入検査件数：3 件</td> </tr> </table>	H 22 実績		訪問販売等の指導件数：4 件		H 22 実績		指導件数：15 件		H 22 実績		立入検査件数：3 件	
H 22 実績													
訪問販売等の指導件数：4 件													
H 22 実績													
指導件数：15 件													
H 22 実績													
立入検査件数：3 件													
不当取引調査員の配置	<p>悪質事業者に対する調査、指導及び処分を担当する「不当取引調査員」(警察官OB)を消費生活室に配置</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不当取引調査員の配置数：1 人 (H 21 ~)</td> </tr> </table>	H 22 実績		不当取引調査員の配置数：1 人 (H 21 ~)									
H 22 実績													
不当取引調査員の配置数：1 人 (H 21 ~)													

(2) 製品の安全確保・危害防止

消費者への安全な製品の供給を確保するため、その安全性や品質に係る適正な表示を確保するための検査・指導等を行う。

区 分	事業内容									
法令に基づく立入検査の実施	<p>消費生活用製品安全法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品に係る製造・販売等を規制 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td>検 査</td> <td>P S C マーク (6 品)</td> <td>立 検 査 数 : 349 店 舗</td> </tr> <tr> <td>対 象 製 品</td> <td>長期使用製品 (9 品目)</td> <td>立 入 検 査 数 : 407 店 舗</td> </tr> </table> <p>違反なし。</p>	H 22 実績			検 査	P S C マーク (6 品)	立 検 査 数 : 349 店 舗	対 象 製 品	長期使用製品 (9 品目)	立 入 検 査 数 : 407 店 舗
H 22 実績										
検 査	P S C マーク (6 品)	立 検 査 数 : 349 店 舗								
対 象 製 品	長期使用製品 (9 品目)	立 入 検 査 数 : 407 店 舗								

区 分	事業内容									
	家庭用品品質表示法 ・家庭用品の品質に係る適正な表示に関する規制 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">検 査 対象製品</td> <td style="width: 35%;">41 品目</td> <td style="width: 35%;">立入検査数：544 店舗</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">表示欠落 1 件</td> </tr> </table>	H 22 実績			検 査 対象製品	41 品目	立入検査数：544 店舗	表示欠落 1 件		
H 22 実績										
検 査 対象製品	41 品目	立入検査数：544 店舗								
表示欠落 1 件										
製品安全ニュースの発行	経済産業省・消費者庁が公表する重大製品事故情報等に基づく「製品安全ニュース」を発行 ・毎月 1 回発行 ・市町村にメール配信、県ホームページに掲載 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">H 22 実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">発行数：12 回</td> </tr> </table>	H 22 実績		発行数：12 回						
H 22 実績										
発行数：12 回										

(3) 多重債務者対策

多重債務者の救済と発生防止を図るため、関係機関と連携し、多重債務問題に係る相談・啓発等を実施する。

区 分	事業内容				
多重債務者対策協議会の運営	多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、関係団体・機関の緊密な連携のもと、必要な協議を実施 ・構成団体 21 団体 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">H 22 実績</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">H 23 計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H 22. 6 . 7</td> <td style="text-align: center;">H 23. 8 . 2</td> </tr> </table>	H 22 実績	H 23 計画	H 22. 6 . 7	H 23. 8 . 2
H 22 実績	H 23 計画				
H 22. 6 . 7	H 23. 8 . 2				
多重債務者対策庁内連絡会の設置	多重債務者を早期発見し、適切な相談機関へ導くため、県の収納担当課等と連携するための庁内連絡会を設置 ・構成課 税務課以下 8 課				
多重債務者無料相談会の開催	多重債務者を救済するため、弁護士・司法書士による無料相談会を開催 ・県消費生活センター（県内 5 か所） ・年 2 回開催 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">H 22 実績</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">H 23 計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H 22. 9 . 10：56 件 H 22. 12. 10：49 件</td> <td style="text-align: center;">H 23. 9 . 16 及び H 23. 12</td> </tr> </table>	H 22 実績	H 23 計画	H 22. 9 . 10：56 件 H 22. 12. 10：49 件	H 23. 9 . 16 及び H 23. 12
H 22 実績	H 23 計画				
H 22. 9 . 10：56 件 H 22. 12. 10：49 件	H 23. 9 . 16 及び H 23. 12				
多重債務者の掘り起こし	潜在的な多重債務者を掘り起こし、相談機関に誘導することで問題解決を図るとともに、多重債務の未然防止を図るため、啓発・相談を実施 学生向け ・進学・就職を間近に控えた若者を対象に、多重債務に陥らないための注意点等に関する啓発資料を高校・大学等に配布 一般向け ・多重債務者の掘り起こしや多重債務相談窓口の周知等に関する啓発資料を各種相談窓口、関係機関に配布				

3 消費者の自立支援

下線を付してある区分又は事業内容は、消費者行政活性化基金を活用しています。

消費者トラブルが複雑・多様化する中、消費者自ら情報を適切に選択し、活用できる判断力を身に付け、自己責任に基づく消費行動ができる「賢い消費者」を育成するため、多様な媒体・手法による啓発・情報提供等を行う。

(1) 消費生活情報の提供

消費者全般向けの啓発とともに、情報が届きにくいとされる高齢者や障害者、消費経験の少ない若者に対する啓発を重点的に実施する。

区 分	事業内容		
消費者全般向け啓発	<p>多様な媒体・手法を活用した消費生活に関する啓発・情報提供</p> <p>消費生活情報誌「くらしまる得情報」 ・年4回発行（市町村を通じ、主として全戸回覧） 県ホームページ「消費生活情報」 ・消費者トラブルへの注意喚起や対処方法などの情報提供 有線放送による地域住民への情報提供 消費生活メールマガジンの毎月配信</p> <p>【消費者行政活性化基金活用事業】 ラジオスポット（月5回約1分（6月間）、民放1局） ・より幅広い層の消費者に消費者問題への関心を喚起するための広報を一定期間集中的に放映</p> <table border="1" data-bbox="523 1137 1398 1505"> <thead> <tr> <th>H22 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・早わざクーリング・オフはがき ・契約内容チェックリスト ・テレビCM放映 ・ホームページ機能拡充 ・啓発用クリアファイル ・市町村相談窓口案内用プレート ・ラジオスポット放送 ・消費生活メールマガジン </td> </tr> </tbody> </table>	H22 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・早わざクーリング・オフはがき ・契約内容チェックリスト ・テレビCM放映 ・ホームページ機能拡充 ・啓発用クリアファイル ・市町村相談窓口案内用プレート ・ラジオスポット放送 ・消費生活メールマガジン
H22 実績			
<ul style="list-style-type: none"> ・早わざクーリング・オフはがき ・契約内容チェックリスト ・テレビCM放映 ・ホームページ機能拡充 ・啓発用クリアファイル ・市町村相談窓口案内用プレート ・ラジオスポット放送 ・消費生活メールマガジン 			
高齢者向け啓発	<p>【消費者行政活性化基金活用事業】 高齢者見守り直送便</p> <p>・情報が届きにくいとされる高齢者の消費者被害防止に向け、市町村との連携による見守りネットワークの定着を図るため、高齢者本人向けに「高齢者あんしんハンドブック」、「クーリング・オフはがき」及び啓発ファイルをセット化した『高齢者見守り直送便』を高齢者世帯に全配布</p> <table border="1" data-bbox="523 1863 1398 2033"> <thead> <tr> <th>H22 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あんしんハンドブック ・悪質商法「いろは」かるた冊子 ・消費者力クイズ </td> </tr> </tbody> </table>	H22 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あんしんハンドブック ・悪質商法「いろは」かるた冊子 ・消費者力クイズ
H22 実績			
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あんしんハンドブック ・悪質商法「いろは」かるた冊子 ・消費者力クイズ 			

区 分	事業内容
若者向け啓発	<p>ポスター及びリーフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンとして高校、大学及び関係機関に配布するとともに、コンビニにポスターを掲出 <p>【消費者行政活性化基金活用事業】</p> <p>公共交通機関での車内広告（14日間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者がトラブルに巻き込まれることの多い夏休み・春休み前に、電車・路線バスに悪質商法被害防止啓発ポスターを掲出 <p>インターネットでのバナー広告（2～3月の1月間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手検索サイトに県の消費生活情報のホームページにリンクするバナーを、高校生・大学生等の就職・進学時期に掲出 <p>雑誌広告の掲載（年5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購買層が主に若者である県域月刊誌に消費生活被害防止啓発広告を掲載 H23 新規事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">H22 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットバナー広告 ・ 公共交通機関車内広告 ・ ネット社会被害防止リーフレット ・ 付属携帯電話ストラップ </div>
障害者向け啓発	<p>知的障害者向け（特別支援学校及び通所サービス施設利用者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び見守り者を対象にした消費者被害防止のための啓発資料を、関係者の協力を得ながら作成し、配布 H23 新規事業 <p>視覚障害者向け（盲学校、点字翻訳機関利用者本人等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストップ消費者被害リーフレットの内容を点字翻訳し、視覚障害者に配布 H23 新規事業
緊急注意喚起情報の発信	<p>消費者相談のうち、同種のトラブル拡大が予想される事案について、被害の未然防止を図るための注意喚起情報を発信（「商品等の安全性」及び「不当な取引行為」）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">H22 実績</p> <p style="text-align: center;">高齢者を対象にした訪問販売に関するものなど 13件</p> </div>

(2) 消費者講座等の開催

自立した「賢い消費者」を養成するため、最新の消費者問題や消費生活に関する知識等を提供する講座等を開催する。

区 分	事業内容				
公開講座の開催	<p>悪質商法の手口や広告表示の見方などの消費生活に関する知識の普及による消費者の自立支援のための講座を全県及び消費生活センター単位で開催（「くらしのセミナー」）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H 22 実績</th> <th>H 23 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間開催数：延 17 回 延受講者数：933 人</td> <td>年間開催数：延 13 回</td> </tr> </tbody> </table>	H 22 実績	H 23 計画	年間開催数：延 17 回 延受講者数：933 人	年間開催数：延 13 回
H 22 実績	H 23 計画				
年間開催数：延 17 回 延受講者数：933 人	年間開催数：延 13 回				
消費者問題シンポジウムの開催	<p>消費生活に関する啓発・情報提供を行うとともに、消費者の意見を聴くため、消費者問題シンポジウムを開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H 22 実績</th> <th>H 23 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 23. 2. 12：226 人</td> <td>H 24. 2</td> </tr> </tbody> </table>	H 22 実績	H 23 計画	H 23. 2. 12：226 人	H 24. 2
H 22 実績	H 23 計画				
H 23. 2. 12：226 人	H 24. 2				
出前講座への職員派遣	<p>県民からの要望に応じて開催する悪質商法への対処方法等に係る出前講座に職員を派遣</p> <p>< 次の対象者への積極的な実施 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び見守り者（民生委員・ケアマネージャー・ホームヘルパー等） ・高校生、短大、大学及び専門学校生 <p>< H 22 実績 ></p> <p>開催数：123 回 延受講者数：10,506 人</p> <p>（主な内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業従事者（見守り）19 回：5,454 人 ・高齢者 33 回：2,009 人 ・学校関係 18 回：1,324 人 ・消費者団体 29 回： 888 人 ・企業 7 回： 290 人 				
生活設計、金銭教育の普及	<p>県金融広報委員会と連携した情報提供・学習会等への講師派遣</p>				

(3) 消費者との意見・情報交換の推進

県民の消費生活への関心と理解を深めるため、消費者講座等の機会を通じて消費者行政に対する消費者の意見を把握する。

区 分	事業内容
消費者問題シンポジウム等における消費者意見の把握	<p>消費者教育の機会として開催する消費者問題シンポジウム、公開講座、出前講座において、受講者から寄せられる意見を把握</p>

区 分	事業内容
消費者団体等との意見交換	地域に密着した自主的な消費者活動を行う「県消費者の会連絡会及び県内4地区の消費者の会連絡会」や、消費者問題の解決に向けた活動を行う「消費者問題ネットワークなごの」及び「県生活協同組合連合会」との意見交換
消費者意識調査	県内在住の一般消費者を対象に、消費生活に関する意識調査を実施し、相談・啓発等の事業実施や施策立案のための基礎資料とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">H23 新規事業</div>

(4) 高齢者・障害者の見守り

情報が伝わりにくい高齢者・障害者のトラブル・被害の防止に向け、民生委員・ホームヘルパー等に見守りや気付きへの協力を要請する。

区 分	事業内容
高齢者等への見守り活動	情報が伝わりにくい高齢者・障害者の悪質商法や製品事故による被害・トラブルの防止に向け、民生委員・ホームヘルパー等に注意喚起や気付き、相談窓口への誘導等に係る協力を要請 高齢者見守り直送便（前掲） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">H22 実績</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">高齢者見守りハンドブックによる民生委員研修</div>

(5) 消費者団体の活動支援

消費者の自立に向けた活動を自主的に行う消費者団体の取組を支援する。

区 分	事業内容
消費生活協同組合の指導育成	消費生活協同組合法に基づく指導等により、自主的な生活協同組織である生協の健全な発展を支援
消費者の会連絡会の活動支援	地域に密着した自主的な消費者活動を行う県消費者の会連絡会及び県内4地区の消費者の会連絡会が自主的に行う啓発・学習活動等の円滑な実施を支援

4 消費者相談の充実

下線を付してある区分又は事業内容は、消費者行政活性化基金を活用しています。

消費生活相談の内容が複雑・多様化してきていることから、消費生活相談員の資質向上のための研修機会の確保や弁護士との連携により消費生活センターの機能強化を図るとともに、住民に最も身近な市町村の相談体制の充実に向けた取組を支援する。

(1) 消費生活相談への対応

県内における消費者行政の拠点として県下5か所（長野、松本、岡谷、飯田、上田）に設置している消費生活センターに相談員を配置し、消費者からの相談に応じる。

区 分	事業内容	
消費生活相談員の配置	県内5か所に設置する消費生活センターに相談員を配置	
	H22実績	H23計画
	配置人数 17人	
相談員等の資質向上	国民生活センター等が実施する研修の受講による相談員のスキルアップ支援	
	H22実績	
	延72人	
センターの整備	消費生活センターの機能強化を図るための改修整備	
	H22実績	H23計画
	・飯田消費生活センター 高圧受電設備改修	・飯田消費生活センター 相談等強化改修
設備及び機器等の整備	消費生活センターの機能強化を図るための機器等の整備	
	H22実績	H23計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員用PC ・カラープリンター ・DVDドライブ・PCスピーカー ・ICレコーダー ・PDFソフト ・プリンター ・IT環境（光回線） ・電話機能強化 ・執務用資料 ・<啓発資料展示用スタンド> ・<ラミネーター> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロール印刷機 ・執務、啓発用図書・ソフト ・イベント用のぼり旗 ・机・イス、ワイヤレスランプ等
	注：< >内は、基金活用によらない整備	

(2) 専門家の活用による解決支援

消費生活相談の複雑化、高度化に対応するため、専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応を強化する。

区 分	事業内容
苦情処理専門員の配置	専門的な法律知識を必要とする消費生活相談に適切・迅速な助言を行うアドバイザーを弁護士に委嘱
	H 22 実績
	H 23 計画
委嘱人数：4人（県消費生活センター4か所）	

(3) 消費者被害救済委員会の運営

多発性や重大性がある県民の消費者被害で、知事の付託に応じて、当事者間での解決を図るため、消費者被害救済委員会を設置・運営する。

区 分	事業内容
消費者被害救済委員会の運営	消費者が商品・役務から受ける被害が多発し、また、消費者の利益が著しく侵害されるような紛争について、知事の付託に応じて、あっせん又は調停を行う。
	・委員数：5人（識見者、消費者、事業者）
	・任期：2年
	H 22 実績
H 22. 9 . 6	
H 23 計画	
H 23. 10 . 11	

(4) 市町村相談体制の強化支援

県と市町村の役割分担を踏まえ、住民に最も身近な市町村の消費生活相談窓口の機能強化を支援する。

区 分	事業内容
消費生活相談員の養成	新たに相談員を配置する市町村の人材確保を支援するため、実務的・専門的な養成研修を実施
	H 22 実績
	H 23 計画
市町村派遣 5人	
公募 20人	
市町村派遣 6人	
市町村担当職員研修の開催	市町村相談担当職員の消費者トラブル処理に係るスキルアップを支援する研修の開催
	H 22 実績
	H 23 計画
	基礎研修：2回
専門研修：34回	
実務研修：3回	
基礎研修：2回	
専門研修：40回	
実務研修：3回	
注：・基礎研修は、既存の事業	
・専門研修は、主に消費生活相談員養成研修を活用	
・実務研修は、室又はセンター職員が研修を行う。	

区 分	事業内容																										
消費生活相談員人材バンクの整備	消費生活相談員養成事業修了者(市町村派遣者以外)や県内在住の消費生活相談員有資格者の情報を登録管理する人材バンクを設立し、市町村の相談員雇用を支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">H 23 新規事業</div>																										
市町村消費生活相談支援員の配置	消費生活相談についての専門的な知識・経験を有する市町村消費生活相談支援員を配置し、市町村の消費生活相談窓口の充実・強化に向けた助言により実践的・専門的な支援を充実 <table border="1" data-bbox="507 577 1378 667" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">H 22 実績</td> <td style="text-align: center;">H 23 計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 人(長野)</td> <td style="text-align: center;">2 人(長野及び松本)</td> </tr> </table>		H 22 実績	H 23 計画	1 人(長野)	2 人(長野及び松本)																					
H 22 実績	H 23 計画																										
1 人(長野)	2 人(長野及び松本)																										
消費者行政活性化事業への助成	市町村が実施する消費者行政活性化事業に対し、消費者行政活性化基金を活用して補助金を交付(「消費者行政活性化事業補助金」) <table border="1" data-bbox="488 808 1426 1951" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実施主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業実施期間</td> <td>H 21 ~ H 24 の 4 年間 (交付単位: 年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助率</td> <td>10 分の 10 以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業内容</td> <td>消費者行政の強化のための事業で、原則 H 20 の機能を基点として、そこから新規・拡充で強化を図る部分を事業対象</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">主 な 事 業</td> <td>消費生活センター機能強化</td> <td>消費生活センターの設置、拡充等</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談スタートアップ[°]</td> <td>消費生活相談窓口の開設、機能強化</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談員養成</td> <td>消費生活相談を担う人材の養成</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談員等ヘルプアップ[°]</td> <td>相談員等への研修開催、研修参加支援</td> </tr> <tr> <td>消費者教育・啓発活性化</td> <td>消費者教育、啓発の強化</td> </tr> <tr> <td>一元的相談窓口緊急整備</td> <td>消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援</td> </tr> <tr> <td>消費者行政活性化プロジェクト</td> <td>地域独自の取組を支援</td> </tr> </tbody> </table>		概 要		実施主体	市町村	事業実施期間	H 21 ~ H 24 の 4 年間 (交付単位: 年度)	補助率	10 分の 10 以内	事業内容	消費者行政の強化のための事業で、原則 H 20 の機能を基点として、そこから新規・拡充で強化を図る部分を事業対象	主 な 事 業	消費生活センター機能強化	消費生活センターの設置、拡充等	消費生活相談スタートアップ [°]	消費生活相談窓口の開設、機能強化	消費生活相談員養成	消費生活相談を担う人材の養成	消費生活相談員等ヘルプアップ [°]	相談員等への研修開催、研修参加支援	消費者教育・啓発活性化	消費者教育、啓発の強化	一元的相談窓口緊急整備	消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援	消費者行政活性化プロジェクト	地域独自の取組を支援
概 要																											
実施主体	市町村																										
事業実施期間	H 21 ~ H 24 の 4 年間 (交付単位: 年度)																										
補助率	10 分の 10 以内																										
事業内容	消費者行政の強化のための事業で、原則 H 20 の機能を基点として、そこから新規・拡充で強化を図る部分を事業対象																										
主 な 事 業	消費生活センター機能強化	消費生活センターの設置、拡充等																									
	消費生活相談スタートアップ [°]	消費生活相談窓口の開設、機能強化																									
	消費生活相談員養成	消費生活相談を担う人材の養成																									
	消費生活相談員等ヘルプアップ [°]	相談員等への研修開催、研修参加支援																									
	消費者教育・啓発活性化	消費者教育、啓発の強化																									
	一元的相談窓口緊急整備	消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援																									
	消費者行政活性化プロジェクト	地域独自の取組を支援																									

(5) 消費者行政活性化基金の活用による県内相談体制の強化支援

平成 21 年度から平成 24 年度までに活用ができる消費者行政活性化基金により、県及び市町村の消費生活相談体制等を強化（新規・拡充）・支援する。

事業名	H22 事業の主な実績		
	県事業	市町村事業（補助金）	市町村数
消費生活センター機能強化事業	・ I T 機器・環境整備	・消費生活センター設置、相談室の設置、事務用機器・執務資料の配備、センター周知広告等	4
消費生活相談スタートアップ事業	-	・相談窓口整備、 ・事務用機器、啓発用機材等配備	21
消費生活相談員養成事業	・市町村消費生活相談員養成研修の実施	・非常勤相談員の養成研修参加等支援	2
消費生活相談員等レベルアップ事業	・相談員研修派遣（国民生活センター等） ・市町村担当職員研修の拡充	・消費者行政担当者（相談員含む）研修派遣（国民生活センター・県）	23
消費者教育・啓発活性化事業	・「3 消費者の自立支援」の事業	・啓発パンフレット、啓発物品の制作、配布 ・各種啓発広報の制作、放映 ・消費生活講座の開催等	53
一元的相談窓口緊急整備事業	・市町村消費生活相談支援員配置	・消費生活相談員（非常勤）の配置、報酬引上げ	2
消費者行政活性化オリジナル事業	・市町村相談窓口充実 〔窓口案内用プレート制作 相談対応マニュアル作成〕	・弁護士、司法書士相談会の開催 ・民生委員を対象とした消費生活研修	8
実績額(千円)	37,769	39,999	53

< 基金活用状況 >

(単位：千円)

H21 実績	H22 実績	H23 予算	H24 計画	合計
54,764	77,768	116,707	48,761	298,000
[内訳]				
県 : 18,069	37,769	46,707	-	-
市町村 : 36,695(44)	39,999(53)	70,000		

注：表内（ ）内は市町村数